目　次

ページ
序文 …… 1
1　適用範囲 …… 1
2　引用規格 …… 2
3　用語及び定義 …… 3
4　一般要求事項 …… 4
5　試験のための一般条件 …… 4
6　分類 …… 4
7　表示，及び取扱説明又は据付説明 …… 4
8　充電部への接近に対する保護 …… 4
9　モータ駆動機器の始動 …… 5
10　入力及び電流 …… 5
11　温度上昇 …… 5
12　（規定なし） …… 6
13　動作温度での漏えい電流及び耐電圧 …… 6
14　過渡過電圧 …… 6
15　耐湿性等 …… 6
16　漏えい電流及び耐電圧 …… 7
17　変圧器及びその関連回路の過負荷保護 …… 7
18　耐久性 …… 7
19　異常運転 …… 7
20　安定性及び機械的危険 …… 8
21　機械的強度 …… 8
22　構造 …… 9
23　内部配線 …… 9
24　部品 …… 10
25　電源接続及び外部可とうコード …… 10
26　外部導体用端子 …… 10
27　接地接続の手段 …… 10
28　ねじ及び接続 …… 10
29　空間距離，沿面距離及び固体絶縁 …… 10
30　耐熱性及び耐火性 …… 10
31　耐腐食性 …… 11
32　放射線，毒性その他これに類する危険性 …… 11
附属書 …… 12
参考文献 …… 12
ページ

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

附属書 JAA（参考）JIS と対応国際規格との対比表 …… 13

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は，産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき，一般社団法人日本ホームヘルス機器協会（HAPI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から，産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり，日本産業標準調査会の審議を経て，経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって，**JIS C 9335-2-32**:2018 は改正され，この規格に置き換えられた。

この規格は，著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が，特許権，出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は，このような特許権，出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について，責任はもたない。

JIS C 9335 規格群（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性）は，約 100 規格に及ぶ部で構成されているが，この規格では省略した。

なお，全ての部の構成は，**JIS C 9335-1**:2014 の“まえがき”に記載されている。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本産業規格（案）　JIS C 9335-2-32：9999

家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-32 部：マッサージ器の個別要求事項

Household and similar electrical appliances—Safety—
Part 2-32: Particular requirements for massage appliances

JIS DRAFT 2022/07/29

序文

この規格は，2019 年に第 5 版として発行された **IEC 60335-2-32** を基とし，我が国の配電事情及び使用条件の相違から技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお，この規格で，細分箇条番号の後に“A”から始まるラテン文字の大文字を付記した細分箇条は，対応国際規格にない事項である。また，点線の下線を施してある箇所は，対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて，**附属書 JAA** に示す。

この規格は，**JIS C 9335-1**:2014 と併読する規格である。

この規格の箇条などの番号は，**JIS C 9335-1**:2014 と対応している。**JIS C 9335-1**:2014 に対する変更は，次の表現を用いた。

－ “**置換**”は，**JIS C 9335-1**:2014 の該当する箇所の要求事項を，この規格の規定に置き換えることを意味する。

－ “**追加**”は，**JIS C 9335-1**:2014 の該当する箇所の要求事項に，この規格の規定を追加することを意味する。

変更する箇所に関する情報が必要な場合には，これらの表現に続く括弧書きで示している。

JIS C 9335-1:2014 に追加する細分箇条番号は，**JIS C 9335-1**:2014 の箇条番号の後に“**101**”からの番号を付け，図番号及び表番号は“**101**”からの番号を付つけている。

1　適用範囲

置換（**箇条 1** 全てを，次に置き換え適用する。）

この規格は，定格電圧が単相機器の場合には 250 V 以下，その他の機器の場合には 480 V 以下の家庭用及びこれに類する電気マッサージ器（以下，機器という。）の安全性について規定する。

通常，家庭で用いない機器でも，店舗，軽工業及び農場において一般人が用いる機器のような，一般大衆への危険源となる機器も，この規格の適用範囲に含む。

電池駆動機器及びその他の直流駆動機器についても，この規格の適用範囲に含む。

注記 1　この規格の範囲内の機器の例は，次のとおりである。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

－　足マッサージ器
－　水を用いた足マッサージ器
－　手持形マッサージ器
－　マッサージベッド
－　マッサージベルト
－　マッサージチェア
－　マッサージパッド
－　家庭用マッサージ器及び指圧代用器（**JIS T 2002**）

この規格では，住宅の中及び周囲で，機器に起因して人が遭遇する共通的な危険性を可能な限り取り扱う。ただし，この規格では，通常，次の状態については規定していない。

－　次のような人（子供を含む。）が監視又は指示のない状態で機器を安全に用いることが不可能な場合。
・　肉体的，知覚的又は知的能力の低下している人
・　経験及び知識の欠如している人
－　子供が機器で遊ぶ場合。

注記 2　この規格の適用に際しては，次のことに注意が必要である。
－　車両搭載用機器，船舶搭載用機器又は航空機搭載用機器には，要求事項の追加が必要になる場合がある。
－　厚生関係機関，労働安全所管機関，水道当局，その他の当局によって，追加要求事項を規定する場合がある。

注記 3　この規格は，次のものへの適用は意図していない。
－　産業目的専用の機器
－　腐食性又は爆発性の雰囲気（じんあい，蒸気又はガス）が存在するような特殊な状況にある場所で用いる機器
－　モータをもたない電気フットケア機器，及び人間の皮膚又は髪をケアするための機器（**JIS C 9335-2-23**）
－　家庭用，商業用，及びこれらと同様の目的を意図した人の美容ケア用の機器（**IEC 60335-2-115**）

注記 4　この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を，次に示す。
IEC 60335-2-32:2019，Household and similar electrical appliances－Safety－Part 2-32: Particular requirements for massage appliances（MOD）
なお，対応の程度を表す記号“MOD”は，**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき，“修正している”ことを示す。

2　引用規格

この規格で用いる引用規格は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 2** による。

追加

JIS C 1602:2015　熱電対
注記　対応国際規格における引用規格：**IEC 60584-1**，Thermocouples－Part 1: EMF specifications and

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

tolerances

JIS C 9335-1:2014　家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

JIS C 9335-2-17:2021　家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-17 部：毛布，パッド，衣服及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項

注記　対応国際規格における引用規格：**IEC 60335-2-17**，Household and similar electrical appliances－Safety－Part 2-17: Particular requirements for blankets, pads, clothing and similar flexible heating appliances

3　用語及び定義

用語及び定義は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 3** による。

3.1.9　置換（**3.1.9** 全てを，次に置き換え適用する。）

通常動作（normal operation）

機器を電源に接続して，通常の使用方法で機器を運転したときの次の状態

－　手持形機器は，バイブレータヘッドによる荷重以外，いかなる外部荷重もかけない。

－　座っている人の足の下で用いるように設計された機器は，片足当たり質量 5 kg（100 mm×300 mm の範囲に均一分布）を足置き台に載せる。

－　電熱素子を組み込んでいる機器は，2 枚の断熱シートを足台に置く。断熱シートは，連続気泡ポリエーテル製で，寸法約 300 mm×100 mm×15 mm とする。それらを並べて置き，均一に分布した質量 10 kg の負荷をかける。

注記　連続気泡ポリエーテルとは，次の特性をもつものである。

－　気泡数：　1 cm 当たり，18^{+2}_{0}

－　比質量：　30 kg/m$^{3\,+10}_{\;\;0}$ %

－　硬度：　**JIS K 6400-2** に従って測定したとき，圧痕 40 %で 120 N～170 N

－　液体容器をもつ機器は，取扱説明書に従って水を入れ，質量 10 kg の負荷をかける。

－　立っている人の足の下で用いるように設計された機器は，質量 90 kg を台に負荷する。また，その質量 90 kg は，200 mm×300 mm の範囲に均等に分布する。

－　マッサージベルトは，200 N の負荷をかける。負荷は，ローラによって，水平方向に加える。ベルトとローラとの間は，ほぼ左右対称になるようにする。

－　マッサージパッドは，パッドを 2 枚のフェルトの間に配置して，水平で平たん（坦）な面上に置く。フェルトは，厚さ約 25 mm，単位面積当たりの質量 4 kg/m^2±0.4 kg/m^2 であって，パットの端から 15 mm 以上長くする。フェルトの上層は，面積 300 mm×300 mm において均一に分布する，質量 90 kg の負荷をかける。

－　マッサージチェアは，負荷をかけない。

－　マッサージベッドは，0.5 m×2 m において均一に分布した質量 90 kg の負荷をかける。

－　水を用いた足マッサージ器は，温度 40 ℃±2 ℃の水で満たす。

－　上記以外の機器は，機器を電源に接続して通常の使用方法で，製造業者が指定した部位に指定した方法によって，指定した負荷をかける。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

4　一般要求事項

一般要求事項は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 4** による。

5　試験のための一般条件

試験のための一般条件は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 5** による。

6　分類

分類は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 6** による。

6.1　置換（**6.1** 全てを，次に置き換え適用する。）

機器は，感電に対する保護に関し，次のクラスのいずれかでなければならない。

－　可搬形機器は，クラス 0，クラス II 又はクラス III

　　クラス 0 機器は，定格電圧が 150 V 以下の屋内用の機器についてだけ適用してよい。

－　据置形機器は，クラス 0I，クラス I，クラス II 又はクラス III

適否は，目視検査及び関連する試験によって判定する。

注記　対応国際規格では，Modification（修正）としているが，規格利用者の利便性を考慮し，“置換”とした。

7　表示，及び取扱説明又は据付説明

表示，及び取扱説明又は据付説明は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 7** による。

7.12　追加（“クラス III 機器の取扱説明書には”で始まる段落の後に，次を追加し適用する。）

肌に触れる加熱部分をもつ機器の取扱説明書には，次の趣旨を含め記載しなければならない。

“この機器は表面が熱くなるため，熱に敏感でない人は，やけどのおそれがあるため，十分注意を払って使用する。”

水を貯める液体容器をもつ機器の取扱説明書には，次の趣旨を含め記載しなければならない。

“機器から水が漏れている場合，感電のおそれがあるため，機器を使用してはならない。”

8　充電部への接近に対する保護

充電部への接近に対する保護は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 8** による。

8.1.4　追加（“電圧及び電流は，関連する部分と”で始まる段落の前に，次を追加し適用する。）

水を用いた足マッサージ器の全ての通電部分は，充電部とみなす。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

9　モータ駆動機器の始動

モータ駆動機器の始動は，この規格では規定しない。

10　入力及び電流

入力及び電流は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 10** による。

11　温度上昇

温度上昇は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 11** による。

11.2　追加（“機器運転中に電源コードを”で始まる段落の後に，次を追加し適用する。）

複合機器は，モータ駆動機器と同じ条件とし，その規定に従う。

注記 101　対応国際規格では，Modification（修正）としているが，規格利用者の利便性を考慮し，“追加”とした。

11.3　追加（**注記 3** の後に，次の本文を追加し適用する。）

外部から接触可能な表面が，適度に平たん（坦）な場合には，**図 101** の測定用プローブを使用して，**表 101** で規定する外部から接触可能な表面の温度上昇を測定する。プローブは，プローブと表面との間に可能な限り最大の接触が得られるように，4 N±1 N の力を加えて表面に当てる。測定は，30 秒間接触させた後に行う。

プローブは，試験用スタンドクランプ又は類似の装置を用いて，所定の場所に維持してもよい。プローブと同じ結果を示す計器を使用してもよい。

11.7　置換（**11.7** 全てを，次に置き換え適用する。）

手持形機器は，20 分間運転する。

リクライニングモータをもつ機器は，背もたれを最大に倒した状態からすぐに起こし，その後 10 秒間の休止時間後に，再び背もたれを倒す動作を温度が安定した状態になるまで繰り返す。ただし，15 分間ごとに 5 分間の休止時間を設ける。

その他の機器は，温度が安定した状態になるまで運転する。

注記　リクライニングモータとは，背もたれを備えるマッサージチェアなどの背もたれの傾倒，起立動作の駆動に用いられるモータである。

11.8　追加（“保護装置は作動してはならず，”で始まる段落の後に，次を追加し適用する。）

試験中，温度上昇を継続的に監視し，**表 101** に示す値を超えてはならない。

皮膚又は毛髪に接触している部分の温度上昇限度値は，通常使用時に継続して手で保持するハンドルに対して定められた温度上昇の限度値を適用する。

水を貯める液体容器をもつ機器の場合，中間水位の水温は，50 ℃以下でなければならない。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

電熱素子をもつマッサージパッドは，**JIS C 9335-2-17**:2021 で規定されたパッドのために定められた温度上昇値を適用する。

表 101－通常の動作条件下において規定する外部接触可能表面の最大温度上昇値

単位　K

表面	外部接触可能表面の温度上昇値 a), e)	
	床に置く機器の表面	手持形機器及びその他の機器の表面
露出金属	38	42
コーティングされた金属 b)	42	49
ガラス及びセラミック	51	56
プラスチック及びプラスチックコーティング　厚さ＞0.4 mm c), d)	58	62

注 a)　温度上昇は，床で使用することを目的とした機器の下側では，直径 75 mm で，1 N 以下の力を加える半球形のプローブが使用できない場合は，温度上昇は測定しない。

注 b)　厚さが 90 μm 以上のエナメル又は実質的にプラスチックではないコーティングを使用する場合，金属はコーティングしているとみなす。

注 c)　プラスチックの温度上昇限界は，厚さが 0.1 mm 未満の金属仕上げのプラスチック材料にも適用する。

注 d)　プラスチックコーティングの厚さが 0.4 mm を超えない場合，プラスチックコーティングの下にある金属に対する温度上昇制限又はガラス材料若しくはセラミック材料に対する温度上昇制限を適用する。

注 e)　この制限は，空港，ショッピングモールなどの商用利用を目的とした機器にも適用する。

12　（規定なし）

13　動作温度での漏えい電流及び耐電圧

動作温度での漏えい電流及び耐電圧は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 13** による。

13.2　置換（“**11.7** に規定する時間機器を”で始まる段落の中の“据置形クラス I 機器”に関する二つの細別を，次の三つの細別に置き換え適用する。）

－　固定形機器を除く据置形クラス I 機器　　0.75 mA

－　固定形クラス I モータ駆動機器　　0.75 mA

－　固定形クラス I 電熱機器　　0.75 mA 又は機器の定格入力 1 kW 当たり 0.75 mA のいずれか大きい方で，最大 5 mA

注記 101　6.1 の**注記**と同じ。

14　過渡過電圧

過渡過電圧は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 14** による。

15　耐湿性等

耐湿性等は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 15** による。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

15.2　追加（“その後，機器は，**16.3** に規定する”で始まる段落の前に，次を追加し適用する。）

固定形機器を除き，水を用いた足マッサージ器は，含有率が約 1 %の塩化ナトリウム水溶液で満たし，さらに，最も厳しい方向に傾斜又は転倒させることによって，30 秒以内で容器が空となるように水溶液をこぼす。

16　漏えい電流及び耐電圧

漏えい電流及び耐電圧は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 16** による。

16.2　置換（“漏えい電流は，次の値を”で始まる段落の中の“据置形クラス I 機器”に関する二つの細別を，次の三つの細別に置き換え適用する。）

ー　固定形機器を除く据置形クラス I 機器	0.75 mA
ー　固定形クラス I モータ駆動機器	0.75 mA
ー　固定形クラス I 電熱機器	0.75 mA 又は機器の定格入力 1 kW 当たり 0.75 mA のいずれか大きい方で，最大 5 mA

注記 101　6.1 の**注記**と同じ。

17　変圧器及びその関連回路の過負荷保護

変圧器及びその関連回路の過負荷保護は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 17** による。

18　耐久性

耐久性は，この規格では規定しない。

19　異常運転

異常運転は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 19** による。

19.1　追加（“特に規定がない限り，非自己復帰形”で始まる段落の前に，次を追加し適用する。）

液体を入れる容器をもつ機器で，通常使用時に使用者が液体を入れる必要がある機器の場合には，**19.101** の試験も行う。

19.7　置換（“その他の機器は，定格電圧を加えて”で始まる段落から**注記 2** の前までを全て，次に置き換え適用する。）

その他の機器は，定格電圧を加えて，次の時間運転する。

a)　次の機器は，定常状態に達するまでの時間

- 座っている人の足の下で使用する意図の機器
- マッサージパッド，マッサージチェア及びマッサージベッド

b)　**a)**以外のその他の機器は，30 秒間

注記 101　6.1 の**注記**と同じ。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

19.9　この規格では，適用しない。

19.10　**追加**（“直巻モータをもつ機器は，”で始まる段落の後に，次を追加し適用する。）

着脱できる部分をもつ場合は，それを取り付けた状態でも試験を行う。

19.13　**追加**（“試験後に各部の温度が”で始まる段落の後に，次を追加し適用する。）

19.101 の試験中，液体を入れる容器の表面の温度上昇は，60 K を超えてはならない。

追加

19.101　液体を入れる容器を用いる機器で，通常使用時に使用者が液体を入れる必要がある機器の場合は，定格電圧で給電し，液体を入れない状態で動作する。

20　安定性及び機械的危険

安定性及び機械的危険は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 20** による。

20.1　**追加**（“電熱素子をもつ機器”で始まる段落の後に，次を追加し適用する。）

充電スタンドをもつ手持形機器は，充電スタンドの上に置いた状態で試験を行う。

機器又は機器の一部が，次の全てに適合しない限り，機器は転倒してはならない。

－ **8.1.4** に規定する安全特別低電圧で動作する回路だけを含む。
－ **19.11.1** に規定する低電力回路だけを含む。
－ 機器を起こり得る異なる位置に保持し，確実に支持したコンクリートの表面に，高さ 1 m から 5 回落下させる。落下後，機器又は機器の一部に，**15.1** 及び **20.2** への適合を損なうような損傷があってはならない。
－ 使用時の質量が 450 g 以下である。
－ 使用時に鋭い角のエッジがない。半径が 1 mm 以上のものは鋭い角のエッジとみなさない。

21　機械的強度

機械的強度は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 21** による。

21.1　**追加**（**注記**の前に，次を追加し適用する。）

座っている人の足の下で用いることを意図する機器は，通常動作の試験方法での質量を 90 kg に増加し，30 秒間負荷を加える。

機器の手持ち部分，手持形機器，及び 4 kg 以下の可搬形機器は，**21.101** の試験を適用する。

据置形機器，及び手持形機器を除く可搬形機器は，**21.101A** の試験を適用する。

試験時間の測定は，最小目盛が 0.1 秒以下のストップウォッチを用いて行う。

追加

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

21.101　機器の手持ち部分は，チーズクロスの 1 層の四つの角を結び合わせて構成するつり布の中に置く。つり布の最も低い点は，コンクリート又は同様の硬い表面上に 900 mm の高さでつり下げる。

つり布の中の機器の手持ち部分を静止位置から落下させる。試験は，5 回行い，機器の手持ち部分が五つの異なる方向でコンクリート表面に落ちるように配置する。

試験後，**8.1** 及び**箇条 29** の要求事項を満たさなくなるような損傷が生じてはならない。

21.101A　機器のタイプに応じて，次の静荷重試験を行い，これを満たさなければならない。

静荷重試験は，次のとおり行う。

試験品を厚さ 10 mm 以上の表面が平らな木台の上に通常動作状態に置き，底面の形状が正方形で，その一辺の長さが 100 mm，質量が 60 kg のおもりを上部に 1 分間置く。

試験後，**8.1**，**15.1** 及び**箇条 29** の要求事項を満たさなくなるような損傷が生じてはならない。疑義を生じた場合，付加絶縁又は強化絶縁について，**16.3** に規定する耐電圧試験を行う。

試験時間の測定は，最小目盛が 0.1 秒以下のストップウォッチを用いて行う。

大きさが 100 mm×100 mm×30 mm の砂を入れた袋を，おもりの一部として用いてもよい。

22　構造

構造は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 22** による。

22.33　**追加**（“クラス II 構造の場合，通常使用時に”で始まる段落の前に，次を追加し適用する。）

可搬形機器のクラス 0 機器の場合，水が触れている部分は，クラス II 構造でなければならない。

追加

22.101　機器は，毛髪が機器の中に引き込まれるか，又は運動部分に絡むことがないような構造でなければならない。

適否は，目視検査によって判定する。

22.102　水を使用し，かつ，空気を供給する機器は，水がモータに入り込まない構造，並びに水が充電部及び基礎絶縁に接触しない構造でなければならない。

適否は，次の試験によって判定する。

噴出口を塞ぎ，機器に水があふれるまで水を満たす。逆流防止弁は，一度に一つずつ無効にする。

試験後，沿面距離又は空間距離が，**箇条 29** に規定する値未満に減少するような水の痕跡があってはならない。

23　内部配線

内部配線は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 23** による。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

24　部品

部品は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 24** による。

24.2　**追加**（“適否は，目視検査に”で始まる段落の前に，次を追加し適用する。）

マッサージパッドの可とうコードには，中間スイッチを取り付けてもよい。

マッサージチェア及びマッサージベッドは，通常使用時に調節器が床と接触することがないような長さの可とうコードの場合，可とうコードの中間に調節器を取り付けてもよい。

充電部をもたない調節器は，コードの長さに関係なく，可とうコードの中間に取り付けてもよい。

注記 101　**11.2** の**注記 101** と同じ。

25　電源接続及び外部可とうコード

電源接続及び外部可とうコードは，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 25** による。

25.7　**追加**（“適否は，目視検査，”で始まる段落の前に，次を追加し適用する。）

平形金糸コード（コード分類 60227 IEC 41）は，手持形マッサージ器に対して許容する。この場合には，再配線できないプラグを取り付けなければならない。

26　外部導体用端子

外部導体用端子は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 26** による。

27　接地接続の手段

接地接続の手段は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 27** による。

28　ねじ及び接続

ねじ及び接続は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 28** による。

29　空間距離，沿面距離及び固体絶縁

空間距離，沿面距離及び固体絶縁は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 29** による。

30　耐熱性及び耐火性

耐熱性及び耐火性は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 30** による。

30.2.3　この規格では，適用しない。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

31　耐腐食性

耐腐食性は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 31** による。

32　放射線，毒性その他これに類する危険性

放射線，毒性その他これに類する危険性は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 32** による。

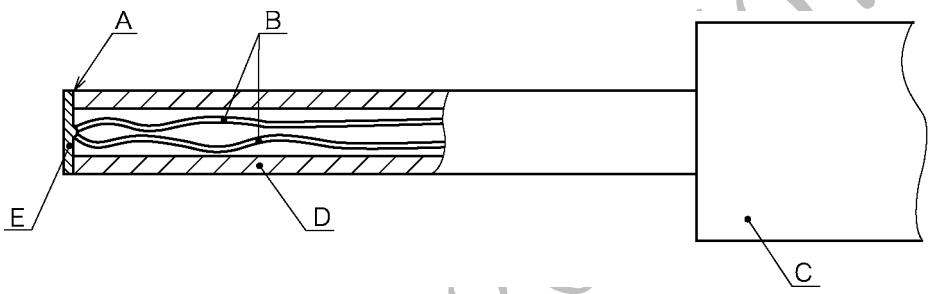

記号説明

A：接着剤
B：**JIS C 1602**:2015 の種類 K（クロムアルメル）による直径 0.3 mm の熱電対線
C：4 N±1 N の接触力を可能にするハンドル装置
D：ポリカーボネート管：内径 3 mm，外径 5 mm
E：すずめっき銅製円盤：直径 5 mm，厚さ 0.5 mm の平らな接触面

図 101－表面温度測定用プローブ

JIS DRAFT 2023-07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

附属書

附属書は，**JIS C 9335-1**:2014 の附属書による。

参考文献

参考文献は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の参考文献による。

追加

JIS C 9335-2-23　家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-23 部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項

注記　対応国際規格では，**IEC 60335-2-23**，Household and similar electrical appliances－Safety－Part 2-23: Particular requirements for appliances for skin or hair care を記載している。

JIS K 6400-2:2012　軟質発泡材料－物理特性－第 2 部：硬さ及び圧縮応力－ひずみ特性の求め方

注記　対応国際規格では，**ISO 2439**:1980，Flexible cellular polymeric materials－Determination of hardness (indentation technique) を記載している。

IEC 60335-2-115，Household and similar electrical appliances－Safety－Part 2-115: Particular requirements for beauty care appliances

JIS T 2002　家庭用マッサージ器及び指圧代用器

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

附属書 JAA
（参考）
JIS と対応国際規格との対比表

JIS C 9335-2-32	**IEC 60335-2-32**:2019，（MOD）

a) JIS の箇条番号	**b)** 対応国際規格の対応する箇条番号	**c)** 箇条ごとの評価	**d) JIS** と対応国際規格との技術的差異の内容及び理由	**e) JIS** と対応国際規格との技術的差異に対する今後の対策
1	1	追加	適用範囲に，電池駆動機器及びその他の直流駆動機器を含めた。	**IEC** 規格への改正提案を行う。
3.1.9	3.1.9	追加	列挙した機器以外の機器の通常動作を追加した。	**IEC** 規格への改正提案を行う。
6.1	6.1	追加	可搬形機器にはクラス 0 機器，及び据置形機器はクラス 0I 機器を追加した。	我が国独自の事項であるため，**IEC** 規格には提案しない。
		追加	定格電圧が 150 V 以下の屋内用機器についてだけクラス 0 機器を認めることを明確にした。	我が国独自の事項であるため，**IEC** 規格には提案しない。
11.7	11.7	追加	リクライニングマッサージ器の運転時間が不明確であったため，実際の運用を調査し記載した。	**IEC** 規格への改正提案を行う。
11.8	11.8	追加	対象機器の明確化のため機器の説明を追加した。	**IEC** 規格への改正提案を行う。
15.2	15.2	追加	固定形機器は転倒などがないため，適用から除外した。	**IEC** 規格への改正提案を行う。
20.1	20.1	追加	対象とする手持形機器を明確にした。	**IEC** 規格への改正提案を行う。
21.1	21.1	追加	**JIS T 2002**:2006 で規定された落下試験の内容を取り込むため，21.101 を適用する機器に，手持形機器及び 4 kg 以下の可搬形機器を追加した。	我が国独自の事項であるため，**IEC** 規格には提案しない。
21.101A	－	追加	**JIS T 2002**:2006 で規定された静荷重試験を追加した。	我が国独自の事項であるため，**IEC** 規格には提案しない。
22.33	22.33	追加	6.1 においてクラス 0 機器を追加したが，クラス 0 機器であっても可搬形機器の水が触れる部分の構造に対してクラス II 構造を追加した。	我が国独自の事項であるため，**IEC** 規格には提案しない。

注記 1 箇条ごとの評価欄の用語の意味を，次に示す。
－ 追加：対応国際規格にない規定項目又は規定内容を追加している。

注記 2 **JIS** と対応国際規格との対応の程度の全体評価の記号の意味を，次に示す。
－ MOD：対応国際規格を修正している。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。